

資料4 令和5年度介護職員処遇改善加算等に係る提出期限について

(介護予防) 地域密着型サービス共通、第1号訪問・通所事業

■ 令和5年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に係る計画書の提出について

1 提出書類

(1) 前年度と同じ要件に該当する区分で引き続き処遇改善加算等を算定する場合

① 計画書（別紙様式2） **※ 様式が改訂されています**

(2) 処遇改善加算等を新規又は新たな要件の区分で算定する場合

① 計画書（別紙様式2） **※ 様式が改訂されています**

【指定地域密着型（介護予防）サービス事業者】

② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）

③ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）

【指定予防給付基準サービス（第1号事業）事業者】

④ 介護予防・日常生活総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙36）

⑤ 介護予防・日常生活総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-4）

資料4 令和5年度介護職員処遇改善加算等に係る提出期限について

■ 令和5年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び
介護職員等ベースアップ等支援加算に係る計画書の提出について

2 提出期限

- 令和5年4月又は5月から算定しようとする場合（特例措置）
⇒令和5年4月17日（月曜日）必着
- 令和5年6月以降に算定しようとする場合（通常の手扱い）
⇒加算を算定しようとする月の前々月の末日

3 令和5年度加算算定に係る事務取扱要領

[介護保険最新情報vol.1133（令和5年3月1日）](https://www.mhlw.go.jp/content/001064941.pdf) <https://www.mhlw.go.jp/content/001064941.pdf>

「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算および介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方ならびに事務処理手順および様式例の提示について」参照